

一般社団法人 ヨロン島観光協会 入会手続きのご案内

1、目的

ヨロン島観光協会は、与論島の観光地開発、観光資源の保護並びに観光事業の普及発展を図り、併せて他産業との協調を保持して会員相互の連絡協調のもとに、与論島の観光立地の実を上げることを目的とする。

2、会員サービス

- ①公式ホームページ「ヨロン島観光ガイド」への店舗掲載
- ②観光案内所へのパンフレット・チラシの陳列、観光客等への紹介
- ③観光ガイドマップへの広告掲載の権利等

3、会員の区分

- ①正会員 正会員は本町内において観光に関する事業を営む団体、会社、商店、個人。
- ②賛助会員 町内において本会の趣旨に賛同する、団体、会社、商店、個人。
- ③島外会員 町外において本会の趣旨に賛同する、団体、会社、商店、個人。

4、年会費

各会員 . . . 24,000円 ~

※会社・事業規模などを勘案し金額を設定させていただきます。

※会費は入会月を問わず年会費とします。(月割り無し)

5、必要書類等

- ①入会申込書
- ②同意書
- ③営業許可書の写し(宿泊施設・飲食・土産品店等)

6、入会手続き

①5. の必要書類の提出(①~③の提出)

②審査結果のお知らせ

提出書類の受理後、理事会において審議を行い、可否についてご連絡致します。

(なお、入会承認が否決されることもありますので、あらかじめご了承ください。)

③年会費のお支払い

入会手続きが完了しましたら、事務局より請求書を送付致します。ご入金確認後に会員証ステッカーをお届け致します。

7、会員の更新

特に申し出が無い場合は、継続更新となります。

8、会員の資格喪失

公序良俗に反した場合、または会費を2年以上滞納した場合は会員の資格喪失となります。

9、本協会の主な事業

- ①観光案内所運営や観光情報の発信
- ②島外での観光PRや営業活動・特産品販売の実施、島外イベント等への参加
- ③観光パンフレット等の作成や教育旅行団体などの受入
- ④指定管理事業(サザンクロスセンター・ゆんぬ体験館)など